

平成24年6月11日

株 主 各 位

第146回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

マツダ株式会社

目 次

1. 事業報告

会計監査人の状況	・・・ 1頁
「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する取締役会決議の概要	・・・ 2頁

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	・・・ 5頁
連結注記表	・・・ 6頁

3. 計算書類

個別注記表	・・・ 15頁
-------	---------

上記事項は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mazda.co.jp/corporate/investors/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

1. 事業報告

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	210 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
計	210

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。

② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 291百万円

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモーターマヌファクトゥリングデメヒコS. A. de C. V.、マツダモーターヨーロッパGmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN. V.、マツダモーターズ（ドイツランド）GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダモーターロシア, 000、マツダオーストラリアPty. Ltd.、マツダ（中国）企業管理有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会決議に基づき「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求いたします。

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する 取締役会決議の概要

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、各種決定書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び関連社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、監査役から閲覧要請がある場合はその閲覧に供する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、個別のビジネスリスクについては各担当部門が、全社レベルのリスクについては各主管部門が適切に管理を行う。
- ② 経営上重大な事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、社内規程に従い、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど適切な措置を講じる。
- ③ 全社的なリスクマネジメントの推進を担当する役員と部門を定め、リスク・コンプライアンス委員会における重点課題の設定、各部門におけるリスク管理状況の確認・評価などの活動により、リスクマネジメントの一層の強化充実を図る。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、中長期の経営計画及び年度毎の事業計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定める付議事項に該当する事項すべてを取締役に付議する。
- ③ 日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づく執行役員間の役割分担及び執行役員への権限委譲等により効率的に行う。

(4) 取締役ないし使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会による監督機能の一層の強化及び経営の透明性の更なる向上を図るため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ② マツダ企業倫理行動規範の下、コンプライアンスを全社的に総括する役員と部門を置き、各部門長をコンプライアンス推進責任者とするコンプライアンス体制により、取締役その他の役員ないし従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みを行う。
- ③ コンプライアンスの推進業務は、リスク・コンプライアンス委員会で審議する全社推進方針に基づき、コンプライアンスを全社的に総括する部門が主管する。

- ④ マツダ企業倫理行動規範の解釈・内容に関する迷いや疑問、マツダ企業倫理行動規範への抵触に関する疑問がある場合は、先ず上司に相談し、それでも解決されない場合はコンプライアンスを全社的に総括する部門に相談する。
 - ⑤ 従業員が法令違反の事実を知ったときは、直ちに上司に報告する。当該従業員が、上司に報告することによっては問題が解決しないと判断したときは、速やかにマツダ・グローバル・ホットラインに通報する。マツダ・グローバル・ホットラインは、コンプライアンスを全社的に総括する部門及び第三者機関（弁護士）に設置し、法令違反の事実を通報した人や調査に協力した人に対する報復や不利益取扱をしない。
- (5) **株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当企業集団の業務の適正を確保するため、社内規程に基づく連携と統制、リスク管理体制・コンプライアンス体制等のグループ会社への展開、グループ会社監査の実施、当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を通じた監査役間の連携等を行う。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役の職務を補助する組織を設置し、取締役の指揮命令に服さない従業員を置く。
- (7) **上記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役の職務を補助する組織の所属従業員の人事異動及び人事評価については、人事部門は常勤監査役と事前協議を行う。
- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - ② 取締役及び執行役員は、重大な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査役会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実該当しない場合であっても、監査役に報告する。
 - ③ コンプライアンスを全社的に総括する部門は、マツダ・グローバル・ホットラインへの通報の状況等について定期的に監査役に報告する。
- (9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 各監査役は監査役会が定めた年間計画に従って取締役の職務執行の監査を行う。
 - ② 常勤監査役は、経営会議その他の重要会議に出席する。
 - ③ 監査役ないし監査役会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的に会合を行うなどの密接な連携をとる。

- ④ 監査役は会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、執行役員及び主要部門長との意思疎通を図る。
- ⑤ 当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を定期的を開催し、情報交換を行うなどの連携をとる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当企業集団は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。また、株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てています。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 186,500	百万円 170,192	百万円 15,082	百万円 △2,189	百万円 369,585
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	72,457	72,457			144,914
当 期 純 損 失 (△)			△107,733		△107,733
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
土地再評価差額金の取崩			3,936		3,936
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	72,457	72,457	△103,797	△1	41,116
当 期 末 残 高	258,957	242,649	△88,715	△2,190	410,701

	その他の包括利益累計額						新 予 約 株 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	在外子会社 年金調整額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	百万円 △167	百万円 △2,841	百万円 135,794	百万円 △71,233	百万円 △2,326	百万円 59,227	百万円 460	百万円 1,267	百万円 430,539
連結会計年度中の変動額									
新 株 の 発 行									144,914
当 期 純 損 失 (△)									△107,733
自 己 株 式 の 取 得									△1
土地再評価差額金の取崩									3,936
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	7	△688	7,314	△5,600	△2,107	△1,074	△201	4,049	2,774
連結会計年度中の変動額合計	7	△688	7,314	△5,600	△2,107	△1,074	△201	4,049	43,890
当 期 末 残 高	△160	△3,529	143,108	△76,833	△4,433	58,153	259	5,316	474,429

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

56社

(2) 主要な連結子会社の名称

マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS. A. de C. V.、マツダモーターヨーロッパ GmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN. V.、マツダモーターズ（ドイツランド） GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダモーターロシア, 000、マツダオーストラリアPty. Ltd.、マツダ（中国）企業管理有限公司、㈱関東マツダ、東海マツダ販売㈱、㈱関西マツダ、㈱九州マツダ、㈱マツダオートザム、マツダパーツ㈱、倉敷化工㈱、マロックス㈱、マツダ中販㈱、トーヨーエイテック㈱、マツダモーターインターナショナル㈱ほか

(3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、新たに設立したマツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS. A. de C. V.、マツダモトールオペラシオネスデメヒコS. A. de C. V.、マツダアメリカリアルエステートLLC. 及びマツダモーターマヌファクチャリングロシア, 000、並びに新たに出資持分を取得したマツダモトールドブラジルLtda. を連結の範囲に含めております。

(4) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

㈱マツダレンタカー関東等の連結の範囲に含めていない非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益並びに利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

13社

(2) 主要な持分法適用会社の名称

オートアライアンスインターナショナル, Inc.、オートアライアンス（タイランド）Co., Ltd.、長安フォードマツダ汽車有限公司、長安フォードマツダエンジン有限公司、一汽マツダ汽車販売有限公司 ほか

(3) 持分法適用の範囲の変更

持分法適用関連会社マツダ部品山口販売㈱は当社が保有する株式をすべて平成23年9月30日に売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 主要な非持分法適用会社の名称及び持分法を適用していない理由

㈱広島東洋カーブ等の持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社は、コンパニアコロンビアナアウトモトリスS.A.、ビーキュラスマツダデベネズエラC.A.、マツダ（中国）企業管理有限公司、マツダサウスイーストアジアLtd.、マツダモトールデメヒコS. de R.L. de C.V.、マツダセルヴィシオスデメヒコS. de R.L. de C.V.、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.、マツダモトールオペラシオネスデメヒコS.A. de C.V.、マツダモーターロシア,000、マツダモーターマニユファクチャリングロシア,000及びマツダモトールドブラジルLtda.の11社であり、決算日はいずれも12月31日であります。

マツダ（中国）企業管理有限公司、マツダサウスイーストアジアLtd.及びマツダモトールドブラジルLtda.の3社については、連結計算書類の作成にあたり、同日現在の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

コンパニアコロンビアナアウトモトリスS.A.、ビーキュラスマツダデベネズエラC.A.、マツダモトールデメヒコS. de R.L. de C.V.、マツダセルヴィシオスデメヒコS. de R.L. de C.V.、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.、マツダモトールオペラシオネスデメヒコS.A. de C.V.、マツダモーターロシア,000及びマツダモーターマニユファクチャリングロシア,000の8社については、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によりしております。

時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価基準によりしております。

②デリバティブ取引

主として時価法によりしております。

③たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法に基づく原価基準（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によりしております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 重要な引当金の計上の方法

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。

②投資損失引当金

投資有価証券、出資金等の投資に対する損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上しております。

③製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上しております。

④退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるためのものであります。
従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(主として12年)による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(主として13年)による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

執行役員部分については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

一部の国内連結子会社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度を平成23年10月より確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用しております。

本移行により、当連結会計年度の特別損失として1,044百万円を計上しております。

⑤関係会社事業損失引当金

関係会社等の事業の損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

- ⑥環境対策引当金 環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、在外子会社等の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- (6) のれんの償却に関する事項 のれんの償却については、投資ごとの効果を発現する期間を勘案して、主として5年間で均等償却しております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ② 繰延資産の処理方法 株式交付費は支払時に全額費用としております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等の解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年4月1日から平成27年3月31日	37.76%
平成27年4月1日以降	35.38%

この変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した額)が2,242百万円減少し、当期費用計上された法人税等調整額が同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額が11,087百万円減少し、土地再評価差額金の金額が同額増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1. たな卸資産 | | |
| 商品及び製品 | 156,720 | 百万円 |
| 仕掛品 | 48,232 | 百万円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 11,238 | 百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,118,696 | 百万円 |
| 3. 担保に供している資産及び担保権によって担保されている債務 | | |
| (1) 担保に供している資産（期末帳簿価額） | | |
| 建物及び構築物 | 62,434 | 百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 90,030 | 百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 9,486 | 百万円 |
| 土地 | 247,511 | 百万円 |
| たな卸資産 | 37,264 | 百万円 |
| その他 | 28,926 | 百万円 |
| 計 | <u>475,651</u> | 百万円 |
| (2) 担保権によって担保されている債務 | | |
| 短期借入金 | 37,103 | 百万円 |
| 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。) | 103,495 | 百万円 |
| 社債(1年内償還予定の社債を含む。) | 750 | 百万円 |
| 計 | <u>141,348</u> | 百万円 |
| 4. 保証債務等 | | |
| 金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等 | | |
| オートアライアンス（タイランド）CO.,Ltd. | 15,929 | 百万円 |
| 株神戸マツダ | 1,200 | 百万円 |
| 倉敷化工（大連）有限公司 | 500 | 百万円 |
| 株和歌山マツダ | 300 | 百万円 |
| その他 | 1,246 | 百万円 |
| 計 | <u>19,175</u> | 百万円 |
| 5. 当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | | |
| 再評価を行った年月日 | 平成13年3月31日 | |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | | |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。 | | |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額の差額 | 93,531 | 百万円 |

連結損益計算書に関する注記

1. 災害による損失

災害による損失 3,731百万円は、東日本大震災によるものであります。

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用 4,079百万円は、構造改革に伴い発生した海外連結子会社における退職費用及び販売会社への支払補償金であります。

3. 法人税等調整額

繰延税金資産の回収可能性の検討の結果、31,176百万円を取り崩し、法人税等調整額に計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 2,999,377,399株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

平成19年6月26日定時株主総会決議

新株予約権の数 2,053個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,053,000株

平成20年6月25日定時株主総会決議

新株予約権の数 2,012個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,012,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業集団は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債発行、ファイナンス・リース取引などにより資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、並びに貸付金に係る顧客の信用リスクは、内部管理規定に沿ってリスク低減を図っております。有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、信用リスクは僅少であります。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

外貨建て営業債権に係る為替変動リスクは、原則として外貨建て営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約等を利用してヘッジしております。借入金、社債発行、ファイナンス・リース取引などにより調達した資金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息を固定化しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	228,442	228,442	—
(2) 受取手形及び売掛金(*1)	165,754	165,750	△4
(3) 有価証券			
その他有価証券	249,874	249,874	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	5,466	5,466	—
(5) 長期貸付金(*2)	3,114	3,114	—
負債			
(1) 支払手形及び買掛金	244,405	244,405	—
(2) 未払金	23,040	23,040	—
(3) 短期借入金	65,842	65,842	—
(4) 社債	95,750	95,661	△89
(5) 長期借入金	604,482	599,597	△4,885
(6) リース債務	12,011	11,981	△30
デリバティブ取引(*3)	(8,277)	(8,277)	—

(*1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金（連結貸借対照表計上額 254百万円）を控除して表示しております。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金（連結貸借対照表計上額 2,367百万円）を控除して表示しております。また連結貸借対照表では流動資産のその他に含まれている、1年以内に償還される長期貸付金（連結貸借対照表計上額 70百万円）も含めて表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で示しております。

（注）1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券

有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

当企業集団の長期貸付金は変動金利建てであり、短期間で市場金利を反映すること、並びに貸付先の信用状態が実行後大きく変化していないことから、当該帳簿価額によっております。また貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、並びに (3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当企業集団の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金、及び (6) リース債務

これらについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております（下記「デリバティブ取引」参照）。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、期末の先物為替相場により算定しております。金利スワップのうち原則的処理方法によるヘッジ会計を適用しているものは、取引金融機関等から提示された価格等により時価を算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「負債(5) 長期借入金」参照）。

(注2) その他有価証券に含まれる非上場株式（連結貸借対照表計上額 2,842 百万円）、並びに関連会社株式等（連結貸借対照表計上額 85,050 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券」及び「資産(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	156円85銭
1 株当たり当期純損失	△57円80銭

重要な後発事象に関する注記

構造改革の推進と経営資源の有効活用に向けて、子会社株式の売却及び固定資産の一部の売却に関して平成24年4月27日に基本合意いたしました。今後、詳細をさらに詰め、平成24年6月末までに契約を締結する予定です。

当社と伊藤忠商事株式会社（以下、伊藤忠商事）は、当社連結子会社であるトーヨーエイテック株式会社（以下、トーヨーエイテック）の株式の過半数を、伊藤忠商事に売却する方向で基本合意いたしました。トーヨーエイテックは主に工作機械及び自動車部品の製造・販売を行っており、伊藤忠商事の海外販売ネットワークの活用などにより、ビジネス拡大ならびに企業価値向上を目指します。また、当社は経営資源の有効活用を図るため、本社大州地区（体育館等用地）、湊崎地区（工場用地）及び須恵流通センター（モータープール用地）等を三井住友ファイナンス&リース株式会社に売却し、賃貸借契約をもって継続利用を行うことについて基本合意いたしました。

3. 計算書類

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ①有 価 証 券 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価基準によっております。
その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの
移動平均法に基づく原価基準によっております。
- ②デリバティブ取引 主として時価法によっております。
- ③た な 卸 資 産 総平均法に基づく原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- ①有 形 固 定 資 産 定額法によっております。
（リース資産を除く） なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ②無 形 固 定 資 産 ソフトウエアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
（リース資産を除く）
- ③リ ー ス 資 産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

3. 引当金の計上基準

- ①貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権については財務内容評価法によっております。
- ②投 資 損 失 引 当 金 投資有価証券、関係会社株式等の投資に対する損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上してしております。
- ③製 品 保 証 引 当 金 製品のアフターサービスの費用に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上してしております。

- ④退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるためのものです。
従業員部分については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（12年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
執行役員部分については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財務内容等を勘案して計上しております。
- ⑥環境対策引当金 環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①ヘッジ会計の処理方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- ②繰延資産の処理方法 株式交付費は支払時に全額費用としております。
- ③消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）が平成23年3月29日付で一部改正されたことに伴い、従来「特別利益」に含めて計上しておりました「貸倒引当金戻入額」は、当事業年度から「販売費及び一般管理費」に含めて計上しております。

貸借対照表に関する注記

1.	有形固定資産の減価償却累計額	967,687	百万円
2.	関係会社に対する短期金銭債権	289,912	百万円
3.	関係会社に対する長期金銭債権	3,134	百万円
4.	関係会社に対する短期金銭債務	49,232	百万円
5.	関係会社に対する長期金銭債務	2,309	百万円
6.	担保に供している資産及び担保権によって担保されている債務		
	①担保に供している資産（期末帳簿価額）		
	建物	38,305	百万円
	構築物	5,329	百万円
	機械及び装置	89,002	百万円
	工具、器具及び備品	9,173	百万円
	土地	163,127	百万円
	計	304,935	百万円
	②担保権によって担保されている債務		
	長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	97,652	百万円
7.	元利金の支払請求権の効力が他の債権よりも後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金	1,467	百万円
8.	保証債務等		
	金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等		
	オートアライアンス（タイランド）Co.,Ltd.	15,929	百万円
	東海マツダ販売(株)	7,340	百万円
	(株)関東マツダ	4,380	百万円
	(株)東北マツダ	3,416	百万円
	(株)九州マツダ	2,500	百万円
	(株)北陸マツダ	2,210	百万円
	(株)南九州マツダ	2,090	百万円
	その他	9,674	百万円
	計	47,539	百万円

9. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額の差額 93,531 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	1,181,352 百万円
仕入高	204,201 百万円
販売費及び一般管理費	53,623 百万円
営業取引以外の取引	7,310 百万円

2. 関係会社事業損失引当金繰入額

関係会社事業損失引当金繰入額 45,553百万円は、海外関係会社に対するものであります。

3. 災害による損失

災害による損失 3,654百万円は、東日本大震災によるものであります。

4. 法人税等調整額

繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、19,573百万円を取り崩し、法人税等調整額に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	10,167,620 株
------	--------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,224 百万円
未払賞与	4,285 百万円
製品保証引当金	12,474 百万円
関係会社事業損失引当金	30,446 百万円
退職給付引当金	18,939 百万円
減損損失	7,075 百万円
投資有価証券等評価損	53,959 百万円
未払費用等	8,784 百万円
繰越欠損金	74,909 百万円
その他	13,305 百万円
繰延税金資産小計	225,400 百万円
評価性引当額	△186,067 百万円
繰延税金資産合計	39,333 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金等	△925 百万円
繰延税金資産の純額	38,408 百万円
再評価に係る繰延税金負債	
土地の再評価に係る繰延税金資産	637 百万円
評価性引当額	△637 百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	△79,774 百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債の純額	△79,774 百万円

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等の解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年4月1日から平成27年3月31日 37.76%

平成27年4月1日以降 35.38%

この変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した額）が2,714百万円減少し、当期費用計上された法人税等調整額が同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額が11,087百万円減少し、土地再評価差額金の金額が同額増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注4)
子会社	マツダモーター インターナショナル(株)	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	204,155	売掛金	16,012
子会社	マツダモーター オブアメリカ, Inc.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	373,094	売掛金	62,471
				資金一括管理に よる預入又は貸 付(注2)	28,336	貸付金	47,943
子会社	マツダモーター ロジステイクス ヨーロッパN.V.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	貸付金の回収	25,634	1年内回収 予定の 関係会社 長期貸付金	—
				資金一括管理に よる預入又は貸 付(注2)	23,360	貸付金	43,892
子会社	マツダオーストラリア Pty. Ltd.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	143,933	売掛金	22,334

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件の決定方針については、通常取引と同様の方法により決定しております。
- (注2) 資金一括管理による預入又は貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。
- (注4) 期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 166円70銭

1 株当たり当期純損失 △74円85銭

重要な後発事象に関する注記

構造改革の推進と経営資源の有効活用に向けて、子会社株式の売却及び固定資産の一部の売却に関して平成24年4月27日に基本合意いたしました。今後、詳細をさらに詰め、平成24年6月末までに契約を締結する予定です。

当社と伊藤忠商事株式会社（以下、伊藤忠商事）は、当社連結子会社であるトーヨーエイテック株式会社（以下、トーヨーエイテック）の株式の過半数を、伊藤忠商事に売却する方向で基本合意いたしました。トーヨーエイテックは主に工作機械及び自動車部品の製造・販売を行っており、伊藤忠商事の海外販売ネットワークの活用などにより、ビジネス拡大ならびに企業価値向上を目指します。また、当社は経営資源の有効活用を図るため、本社大州地区（体育館等用地）、湊崎地区（工場用地）及び須恵流通センター（モータープール用地）等を三井住友ファイナンス&リース株式会社に売却し、賃貸借契約をもって継続利用を行うことについて基本合意いたしました。